

(別紙様式1)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 兵庫県

農業委員会名： 豊岡市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-------|-------------------|-------|-----------|-----|
| 総農家数 | 4,455 | 農業就業者数 | 2,965 | 認定農業者 | 129 |
| 自給的農家数 | 1,912 | 女性 | 1,200 | 基本構想水準到達者 | — |
| 販売農家数 | 2,543 | 40代以下 | 135 | 認定新規就農者 | 5 |
| 主業農家数 | 221 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | — |
| 準主業農家数 | 414 | | | 集落営農経営 | 49 |
| 副業的農家数 | 1,908 | | | 特定農業団体 | 0 |
| | | | | 集落営農組織 | 49 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 5,811 | — | — | — | — | 5,811 |
| 経営耕地面積 | 3,188 | 254 | 228 | 26 | — | 3,442 |
| 遊休農地面積 | 75 | — | — | — | — | 75 |
| 農地台帳面積 | 4,702 | 1,224 | — | — | — | 5,926 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 32 年 4 月 20 日

| | 農業委員 | | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
| | 定数 | 実数 | | | |
| 農業委員数 | 19 | 19 | 25 | 25 | 25 |
| 認定農業者 | — | 6 | | | |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 2 | | | |
| 女性 | — | 3 | | | |
| 40代以下 | — | 0 | | | |
| 中立委員 | — | 1 | | | |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|--------|
| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 5,811ha | 1,630ha | 28.05% |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化や減少等により、耕作できない農地が増加している。 また、農地の分散が、作業効率向上・有効利用上の課題となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|--|------|-----------|-------|
| 目 標 | 集積面積 | 16ha | (うち新規集積面積 | 16ha) |
| | 目標設定の考え方:豊岡市地域農業再生協議会の担い手育成総合支援部会のアクションプログラムの中で、毎年、集積目標を定めており、農業委員会もその一員として目標達成を目指す。 | | | |
| 活動計画 | ①農地の利用集積に向けた掘り起し活動(通年) ②担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動(通年) | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | 27年度新規参入者数 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 |
| | 6経営体 | 4経営体 | 5経営体 |
| | 27年度新規参入者が取得した農地面積 | 28年度新規参入者が取得した農地面積 | 29年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 14ha | 3ha | 15ha |
| 課 題 | 市では、農業スクール制度で将来の担い手を育成しているが、卒業後、技術は習得しているでも独立就農するにはハードルが高く、法人雇用などが受け皿になっているケースが見受けられる。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-----|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 1ha |
| 活動計画 | 担い手育成総合支援部会や地域就農支援センター等と連携を強化し、新規就農・新規参入などを支援する。(通年) | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 5,811ha | 75.2ha | 1.29% |
| 課 題 | 農業者の高齢化・減少等により耕作されない農地が増えていくペースが、地域の担い手や農会等で管理できる面積を超えているため、解消が増加に追い付かない。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|--|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 1ha | | |
| | 目標設定の考え方:前年度は、復活・新規の遊休農地が解消面積を上回り、遊休農地面積は前年比で増加となったため、今年度も、増加を食い止めることを第一目標とする。 | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 |
| | | 44人 | 7月～8月 |
| | 調査方法 | ①委員の選挙区別に地域を分け、11班編成で調査を実施。 ②地元委員の事前調査をもとに、調査日当日班員全員で担当区域の農地を調査する。 ③遊休農地をリストと地図情報で正確に把握し、的確な調査を行う。 | |
| | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| 農地の利用意向調査 | 10月～11月 | 12月～1月 | |
| その他 | | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|---|-----------|
| 現 状 (平成30年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 5,811ha | 0.02ha |
| 課 題 | 違反転用の防止・早期発見のために農地パトロールを強化する必要がある。また、パトロール期間以外にも、定期的に巡回や情報収集等が必要。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

| | |
|------|---|
| 活動計画 | ①すべての申請案件について、現地調査を実施する。 ②転用等の許可農地は追跡確認を実施する。 ③無断転用等を防止するため、農地パトロールを強化し、PRと啓発を行う。 |
|------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入